シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番一62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．ＳＣ一195）・ピーティーイー・リミテッド
シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番一62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　オオシマ・アイランド(ハル・ＮＯ．Ｓ一10687）・ピーティーイー・リミテッド
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1533・エス・エイ
シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番一62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　サントシュ・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．S1528・エス・エイ
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1535・エス・エイ
シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番一62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　オーシャン・ハーモニー・ピーティーイー・リミテッド
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．S1531・エス・エイ
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成28年12月15日から平成29年１月26日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成29年１月12日
平成28年12月15日
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第３９・４０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
更生会社　ラムスコーポレーション株式会社
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成28年12月15日から平成29年１月26日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成29年１月12日
平成28年12月15日
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第１６号
埼玉県北本市中丸４丁目37番地６
再生債務者　本田健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２６号
北海道帯広市柏林台南町３丁目11番地１
再生債務者　下村　　亘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月16日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２８年（再イ）第１９２号
福岡市東区千早４丁目22番９一1001号
再生債務者　本田　清美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２０４号
福岡市西区今宿東１丁目30番１一103号
再生債務者　横山　真由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２１４号
福岡市博多区那珂３丁目21番24一103号
再生債務者　西山　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２０７号
福岡市東区和白６丁目21番８一112号
再生債務者　紫尾田謙一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２４５号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目27番地２
シャルム瑞雲202号
再生債務者　河口　　歩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１６４号
福岡県太宰府市大佐野２丁目４番17一101号
再生債務者　松岡　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１７７号
福岡市博多区築港本町８番20一301号
再生債務者　内藤　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年12月14日
福岡地方裁判所第４民事部